

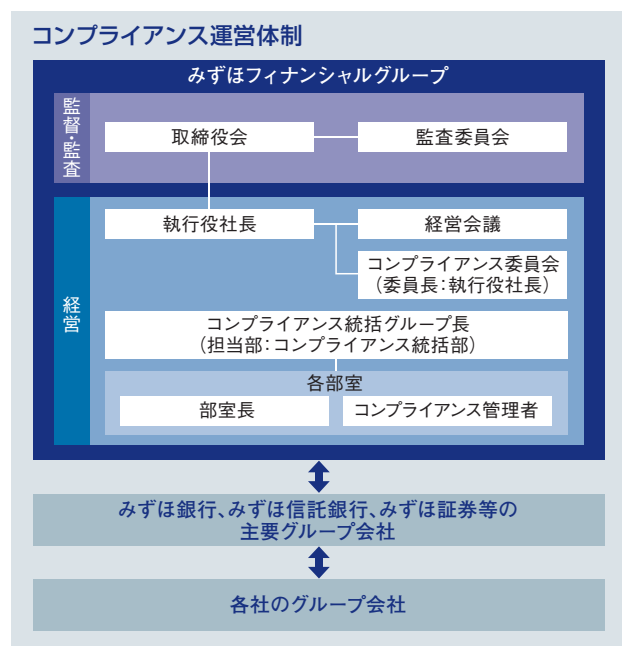
コンプライアンス(法令等遵守)

基本的な考え方

当グループは、「日本を代表する、グローバルで開かれた総合金融グループ」としての社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、「法令・諸規則を遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を実践すること」をコンプライアンスと考えています。そして、コンプライアンスの徹底を、経営の基本原則として位置づけ、コンプライアンスの推進に努めるとともに、みずほフィナンシャルグループが示す基本方針に則り、当グループの各社が各々のコンプライアンス態勢を確立しています。

コンプライアンス運営体制

みずほフィナンシャルグループ、みずほ銀行、みずほ信託銀行およびみずほ証券では、社長・頭取がコンプライアンスを統括するとともに、コンプライアンス委員会(委員長:社長・頭取等)にて重要事項の審議を行っています。また、コンプライアンス担当役員のもとにコンプライアンスの企画・推進を行うコンプライアンス統括部署を設けています。さらに、各社の部室店では、その長がコンプライアンスの責任者として指導・実践するとともに、コンプライアンス管理者を配置し、遵守状況をチェックする運営体制としています。



そのほか、コンプライアンス上の問題につき、社員が直接通報できるように、各社コンプライアンス統括部署および外部の法律事務所に、コンプライアンス・ホットラインを設けています。また、みずほフィナンシャルグループは、社内外から通報を受けつける「会計、財務報告に係る内部統制、監査に係るホットライン」※1も設置しています。

当グループのコンプライアンス管理については、図のようにみずほフィナンシャルグループが、主要グループ会社のコンプライアンスの遵守状況を報告等により把握し、必要に応じて適切な対応を行い、主要グループ会社各社のグループ会社については、主要グループ会社を通じて管理しています。

※1. 「会計、財務報告に係る内部統制、監査に係るホットライン」については、資料編92ページ「コンプライアンスに関する各種窓口」を参照。

コンプライアンス活動

「企業行動規範」ならびに「コンプライアンス・マニュアル」の策定

当グループでは、倫理面での具体的な行動基準を示した「みずほの企業行動規範」を策定しています。また、業務遂行上遵守すべき法令諸規則および実践するコンプライアンス活動をわかりやすく明示したコンプライアンス・マニュアルを各社にて策定しています。

コンプライアンスの徹底

「みずほの企業行動規範」は当グループの役員・社員一人ひとりに配布し、コンプライアンス・マニュアルについては役員・社員に対するコンプライアンス研修等によりその内容の周知徹底を図っています。さらに、コンプライアンスの遵守状況については、各部署自らがチェックを行うことに加え、コンプライアンス統括部署がモニタリングを実施しています。

PDCAの実践

このようなコンプライアンスに係る体制整備、研修、チェック等を実施するための具体的な実践計画として、各社は、コンプライアンス・プログラムを年度ごとに策定し、その実施状況を半年ごとにフォローアップしています。

グループ戦略への取り組み

当グループが進めている「銀行・信託・証券」一体戦略のな

かで、コンプライアンス統括部署においても、銀行・信託・証券連携ビジネスの拡大・深化を実現し、多様化・複雑化する案件を円滑に進めるコンプライアンス管理の高度化を進めています。

金融ADR(あっせん)制度への取り組み

お客さまからの苦情等に対し、迅速・公平かつ適切な対応を行うため、みずほ銀行およびみずほ信託銀行はそれぞれ、指定紛争解決機関^{※2}と契約を締結しています。

※2. 指定紛争解決機関については、資料編92ページ「コンプライアンスに関する各種窓口」を参照。

情報管理への取り組み

高度情報化社会の進展に伴う著しい情報利用拡大および個人情報保護に対する社会的関心の高まりを受け、国内外において総合金融サービスを提供する当グループにとっても、情報資産の適切な保護と利用を目的とする情報管理は極めて重要であると考えています。当グループでは、情報管理に関する管理態勢、各種安全管理措置・管理方法を明確化するとともに、社員一人ひとりへの周知徹底を行い、情報資産の適切な保護、情報管理態勢強化に努めています。

マネー・ロンダリング等防止に向けた取り組み

近年のマネー・ロンダリングやテロ資金供与の防止に向けた国際的な要請の高まりを受け、当グループでは、マネー・ロンダリングやテロ資金供与等の犯罪防止対策を重要な経営課題と位置づけています。営業店での口座開設受付時における法令に基づく取引時確認の徹底や、専門部署を設置してシステムによる疑わしい取引・不正取引等のモニタリングを行う等、金融犯罪の防止に取り組んでいます。

反社会的勢力との関係遮断

当グループは、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止する観点から、「みずほの企業行動規範」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断する、との基本方針を定めています。

みずほフィナンシャルグループ、みずほ銀行、みずほ信託銀行およびみずほ証券では、「反社取引排除委員会」(委員長:社長・頭取等)を設置し、グループ全体として相互に連携をとり、反社会的勢力との関係遮断に取り組んでいます。

なお、主要グループ会社においては、対応統括部署や不当要求防止責任者を設置し、対応マニュアルの整備や研修実施等の体制整備・徹底に努め、個別事案に対しては、必要に応じ外部専門機関とも連携し、対処しています。

政治・行政との健全かつ正常な関係の維持

当グループは、日本をはじめとする世界の多くの国々とさまざまな場面でかかわりを持っています。事業を行ううえで法規制を受ける立場、事業に必要な公共サービスを利用する立場、国や国家事業への資金の貸し手、中央銀行から資金を調達する借り手等として、どの場面においても各国法令を遵守し、当グループの業務を管轄する各国行政当局や政治家とは健全かつ正常な関係を保ちます。

当グループは、政治・行政に対して、もたれ合いや癒着と取られるような行動をせず、健全かつ透明な関係を保つことを基本姿勢としています。そして、コンプライアンス・マニュアルに、この基本姿勢や留意事項を明記し、コンプライアンス研修などを通じて周知徹底を図るとともに、厳格な運営を行っています。